

# 特殊健康診断の実施結果等 に 関 す る 調 査 結 果

令和7年12月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

## 【 調　査　要　領　等　】

### (1) 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- I 特殊健康診断の実施結果調（令和6年度）
- II 特殊健康診断の実施状況調（令和6年度）

### (2) 調査の対象団体

調査の対象団体は、次のとおりである（140団体）

- (1) 都道府県（47団体）：全団体
- (2) 指定都市（20団体）：全団体
- (3) 中核市、県庁所在市及び人口30万人以上の市（73団体）

### (3) 調査方法

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会から、対象団体の総務部（局）人事（安全衛生）担当課に対して調査票及び調査記載要領を送付し、調査票への記入を依頼して実施した。

### (4) 回答状況

調査に対し回答があったのは136団体（回答率97.1%）であった。

なお、各集計において「集計団体」とは、集計・分析の対象とした団体を表すが、調査項目の主旨に合わない回答のものは、集計・分析の対象から除いたものがある。

### (5) 留意事項

本調査では、一定の記載要領を示し、所定の調査票への記入を依頼したが、これによりがたい場合には、当該団体すでに集計・分析している方法に基づき回答を得ているため、検査項目と対象者、検査結果に基づく判定区分の基準、その集計・分析の仕方などについても団体により異なるものがある。

従って、回答があった数値等を単純に集計・分析した事項もあるため、この調査結果書を利用するにあたっては留意するようお願いする。

## I 特殊健康診断の実施結果調

### 1 項目別特殊健康診断の実施結果

#### (1) じん肺健康診断（じん肺法第3条）

(単位：団体、人)

実施団体数	集計団体数	粉じん作業従事者数	じん肺健康診断受診者数A	管理2a	管理3b	管理4c	有所見者数(a+b+c)B
50 (36.8)	50	1,827	1,646	8	0	0	8
※( )内は、全回答団体(136団体)に対する割合(単位：%)						合併症り患者数	有所見者率(%)B/A
						0	0.49%

#### (2) 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）

(単位：団体、人)

区分 健康診断	実施団体数	集計団体数	対象人員A	受診者数B	受診率(%)B/A	有所見者数C	有所見者率(%)C/B
	主な対象業務等						
高 気 壓 作 業	45 (33.1)	45	1,487	1,477	99.33%	167	11.31%
潜水業務、水産技術センター、水難救助業務等従事者							
電 離 放 射 線	101 (74.3)	101	11,368	10,640	93.60%	1,580	14.85%
X線撮影業務、試験・研究の業務、病院、保健所、衛生研究所、産業技術センター、文化財の非破壊検査、放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰取扱業務等従事者							
特 定 化 学 物 質	106 (77.9)	106	8,924	8,783	98.42%	998	11.36%
水質検査業務、試験・研究業務、衛生研究所、食肉衛生検査センター、環境研究施設等従事者							
鉛	14 (10.3)	14	672	647	96.28%	252	38.95%
工業試験場、鉛化合物含有釉薬の施釉焼成業務、鋳落とし業務等従事者							
有 機 溶 剤	124 (91.2)	124	10,196	9,944	97.53%	861	8.66%
食肉衛生検査所、水産技術センター、農業技術センター、浄水センター、水質管理、水質検査、試験研究機関等従事者							
四 ア ル キ ル 鉛	122 (89.7)	122	10,143	9,891	97.52%	828	8.37%
農業研究センター、保健所衛生検査等従事者							
石 緿	47 (34.6)	47	4,100	3,795	92.56%	61	1.61%
試験研究機関、工業技術センター、環境科学的研究センター、解体作業の立会、産業廃棄物監視、自動車整備業務等従事者							
除 染 等 業 務 従 事 者	0 (0.0)	0	-	-	-	-	-
帰還困難区域業務等従事者							
歯 科 特 殊	45 (33.1)	45	2,131	2,095	98.31%	82	3.91%
試験研究機関、環境科学的研究センター、水質検査業務、廃棄物処理及び下水道の管理業務、農林水産業務等従事者							
計			49,021	47,272	96.43%	4,829	10.22%

※( )内は、全回答団体(136団体)に対する割合(単位：%)

※1団体で複数の検査項目を実施している場合や検査項目ごとの数値等が確認できない場合などがあるため、「(3)法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）の内訳」と数値が合致しない。

## (3) 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）の内訳

## ①高気圧業務（労働安全衛生法施行令第22条第1項第1号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断	1	9	9	100.00%	3	33.33%
高 壓 室 内		試験・研究業務、潜水業務等従事者				
潜 水	44	1,462	1,452	99.32%	163	11.23%
	潜水業務、動植物園、水産研究センター、魚類等の養殖業務、救難業務等従事者					

## ②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断	4	43	43	100.00%	0	0.00%
ジクロルベンジジン 及びその塩		衛生研究所等従事者				
アルファ-ナフチルアミン 及びその塩	6	76	71	93.42%	3	4.23%
	水質管理・分析業務、衛生研究所等従事者					
塩素化ビフェニル (別名 P C B)	14	108	108	100.00%	4	3.70%
	環境化学分析業務、試験・研究業務等従事者					
オルト-トリジン 及びその塩	13	172	172	100.00%	4	2.33%
	試験・研究・分析業務、水質分析業務、衛生研究所、保健所等従事者					
ジアニシジン 及びその塩	4	51	51	100.00%	1	1.96%
	試験・研究業務等従事者					
ベリリウム 及びその化合物	9	55	55	100.00%	4	7.27%
	試験・研究業務、水質検査業務等従事者					
ベンゾトリクロリド	1	6	1	16.67%	0	0.00%
	環境研究施設等従事者					
アクリルアミド	13	50	49	98.00%	1	2.04%
	試験研究機関、工業技術センター業務等従事者					
アクリロニトリル	4	14	14	100.00%	0	0.00%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所等従事者					

## ②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断						
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	11	80	80	100.00%	3	3.75%
	試験・研究・分析業務、衛生研究所等従事者					
イソジウム化合物	7	53	53	100.00%	2	3.77%
	試験・研究・分析業務、衛生研究所等従事者					
エチルベンゼン	21	237	236	99.58%	6	2.54%
	試験・研究業務、塗装実技指導業務等従事者					
エチレンイミン	-	-	-	#VALUE!	-	-
塩化ビニル	7	51	51	100.00%	4	7.84%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、試験・研究・分析業務等従事者					
塩素	19	376	372	98.94%	15	4.03%
	食肉衛生検査所、農業技術センター、水産技術センター、家畜保健衛生所、飼料業務、浄水場水質検査業務、分析・研究・試験業務等従事者					
オーラミン	2	6	6	100.00%	1	16.67%
	塗装業務、衛生検査業務等従事者					
オルトートルイジン	1	2	2	100.00%	0	0.00%
	試験・検査業務等従事者					
オルトーフタロジニトリル	-	-	-	-	-	-
力ドミウム及びその化合物	35	335	335	100.00%	42	12.54%
	上下水道局、水処理施設、公害分析業務、試験・調査・研究業務等従事者					
クロロム酸塩及びその塩	49	642	637	99.22%	14	2.20%
	検査・調査・研究業務、保健環境科学研究所、産業技術センター、家畜保健衛生所、水道水質センター、下水道水質検査業務等従事者					
クロロホルム	70	1,395	1,372	98.35%	159	11.59%
	保健環境科学研究所、産業技術センター、農業研究センター、水産研究センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、病院等従事者					
クロロメチルメチルエーテル	4	14	14	100.00%	0	0.00%
	水産技術センター、大気・水質検査業務等従事者					

## ②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断	4	17	17	100.00%	0	0.00%
五酸化バナジウム	検査・調査・研究業務、水道水質センター					
コバルト及びその無機化合物	31	301	295	98.01%	2	0.68%
コールタール	1	1	1	100.00%	1	100.00%
酸化プロピレン	3	12	11	91.67%	0	0.00%
三酸化ニアンチモン	1	1	1	100.00%	0	0.00%
シアノ化カリウム	31	301	294	97.67%	9	3.06%
シアノ化ナトリウム	8	110	110	100.00%	6	5.45%
四塩化炭素	22	328	321	97.87%	21	6.54%
1・4-ジオキサン	24	318	317	99.69%	17	5.36%
1・2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	20	326	319	97.85%	22	6.90%
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	2	11	11	100.00%	0	0.00%
1・2-ジクロロプロパン	7	28	28	100.00%	2	7.14%

## ②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断						
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	62	940	923	98.19%	105	11.38%
	環境保健研究センター、水道水質センター等従事者					
ジメチル-2・2・ジクロロビニルホスフエイド (別名DDVP)	3	26	26	100.00%	1	3.85%
	環境科学研究センター等従事者					
1・1・ジメチルヒドラジン	0	-	-	#VALUE!	-	#VALUE!
臭化メチル	2	8	8	100.00%	0	0.00%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所等従事者					
重クロロムの酸塩	20	184	184	100.00%	12	6.52%
	保健環境科学研究所、家畜保健衛生所、衛生環境研究所等従事者					
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	39	327	326	99.69%	45	13.80%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、水道水質センター、検査・調査・研究業務等従事者					
スチレン	19	114	114	100.00%	13	11.40%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、試験・調査・研究業務、塗装業務等従事者					
1・1・2・2-テトラクロロエタレン (別名四塩化アセチレン)	9	245	245	100.00%	11	4.49%
	有機材料の分析、試験検査業務、環境保健研究センター					
テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	22	140	140	100.00%	15	10.71%
	工業技術センター、衛生研究所、水質検査業務等従事者					
トリクロロエチレン	22	134	134	100.00%	13	9.70%
	衛生研究所、水道水質センター、保健所、事業場排水等検査業務等従事者					
トリレンジイソシアネート	0	-	-	-	-	-
ナフタレン	7	26	26	100.00%	0	0.00%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所等従事者					
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	17	164	164	100.00%	9	5.49%
	環境保健センター、工業技術センター、釉薬調合業務、試験・研究業務、事業場排水等検査業務、検査・分析業務等従事者					

## ②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断						
ニッケルカルボニル	2	20	20	100.00%	0	0.00%
	産業科学技術センター・工業技術センター等従事者					
ニトログリコール	0	-	-	-	-	-
パラ-ジメチルアミノアズベンゼン	1	30	30	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所等従事者					
パラ-ニトロクロルベンゼン	0	-	-	-	-	-
砒素及びその化合物 (アルシン及び 砒化ガリウムを除く。)	32	346	341	98.55%	19	5.57%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、農林水産研究所、試験・研究業務、水質検査業務、公害分析業務等従事者					
弗化水素	39	390	387	99.23%	12	3.10%
	環境保全研究所、産業技術総合センター、衛生研究所、保健所、研究・検査業務等従事者					
ベータ-プロピオラクトン	1	4	4	100.00%	0	0.00%
	研究業務					
ベニゼン	40	801	797	99.50%	44	5.52%
	保健環境科学研究所、産業技術センター、水産研究センター、環境研究施設、水処理施設、消防署、塗装業務、車両整備業務等従事者					
ペンタクロルフェノール (別名 P C P ) 及びそのナトリウム塩	0	-	-	#VALUE!	-	-
	産業技術総合センター					
マゼンタ	4	58	58	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所、食肉衛生検査所、細菌検査業務等従事者					
マンガン及びその化合物	66	1,057	1,045	98.86%	41	3.92%
	保健所、産業技術センター、衛生研究所、家畜保健衛生所、公害分析業務、水質分析業務、試験・調査・研究業務等従事者					
メチルイソブチルケトン	23	181	181	100.00%	10	5.52%
	家畜保健衛生所、水質検査業務、車両整備・塗装業務、試験・調査・研究業務等従事者					
沃化メチル	3	12	12	100.00%	1	8.33%
	農林水産研究所、試験・研究業務等従事者					

## ②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
健康診断						
溶接ヒューム	41	1,483	1,466	98.85%	22	1.50%
	溶接・車両整備・塗装業務、機械設備・維持等従事者					
リフラクトリーセラミックファイバー	2	265	257	96.98%	0	0.00%
	環境保健センター、焼却処理施設等従事者					
硫化水素	18	117	117	100.00%	6	5.13%
	農業総合研究センター、産業技術センター、畜産センター、水産研究センター等従事者					
硫酸ジメチル	1	3	3	100.00%	0	0.00%
	農林水産研究所、環境保健センター、創薬研究業務等従事者					
黄りんマツチ	0	-	-	-	-	-
ベニジジン及びその塩	3	32	32	100.00%	2	6.25%
	衛生研究所等従事者					
4-アミノジフェニル及びその塩	0	-	-	-	-	-
4-ニトロジフェニル及びその塩	0	-	-	-	-	-
ビス(クロロメチル)エーテル	2	12	12	100.00%	0	0.00%
	水産技術センター、試験・検査業務等従事者					
ベータ-ナフチルアミン及びその塩	1	30	30	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所等従事者					
ベンゼンを含有するゴムのり	1	3	3	100.00%	0	0.00%
	産業技術総合センター等従事者					
計	12,750	12,610	98.90%	728	5.77%	

(4) 行政指導（通達）による特殊健康診断

①行政指導（通達）により特殊健康診断の実施を要する有害業務等の内容

番号・本調査での略称	業務の内容
1 紫外線・赤外線	紫外線・赤外線にさらされる業務（昭和31年5月18日基発第308号）
2 騒音	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業 (平成4年10月1日基発第546号)
3 黄りん	黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和31年5月18日基発第308号）
4 有機りん剤	有機りん剤を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和31年5月18日基発第308号）
5 垂硫酸ガス	垂硫酸ガスを発散する場所における業務（昭和31年5月18日基発第308号）
6 二硫化炭素	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務（有機溶剤業務に係るものを除く）（昭和31年5月18日基発第308号）
7 ベンゼンのニトロアミド化合物	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
8 脂肪族の塩化又は臭化炭化水素	脂肪族の塩化又は臭化化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和31年5月18日基発第308号）
9 硒素	砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務 (昭和34年5月14日基発第359号)
10 フェニル水銀化合物	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和40年5月12日基発第513号）
11 アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和40年5月12日基発第513号）
12 クロルナフタリン	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和40年5月12日基発第513号）
13 沃素	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務（昭和40年5月12日基発第513号）
14 米杉等	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じんを発散する場所における業務（昭和45年1月7日基発第2号）
15 超音波溶着機	超音波溶着機を取り扱う業務（昭和46年4月17日基発第326号）
16 メチレンジフェニルイソシアネート	メチレンジフェニルイソシアネート（M.D.I.）を取り扱う業務又はそのガスもしくは蒸気を発散する場所における業務 (昭和40年5月12日基発第513号)
17 フェザーミル等	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務（昭和45年5月8日基発第360号）
18 クロルプロマジン等	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務 (昭和45年12月12日基発第889号)
19 キーパンチャー	キーパンチャーの業務（昭和39年9月22日基発第1106号）
20 都市ガス配管工事	都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）（昭和40年12月8日基発第1598号）
21 地下駐車場	地下駐車場における業務（排気ガス）（昭和46年3月18日基発第223号）
22 振動 (チェーンソー使用)	チェーンソーによる身体に著しい振動を与える業務 (昭和45年2月28日基発第134号、昭和48年10月18日基発第597号で一部改正)
23 振動 (チェーンソー以外)	チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チッピングハンマー、スインググラインダー等）の取扱いの業務（昭和49年1月28日基発第45号）
24 腰痛等	重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業（平成25年6月18日基発0618第1号）
25 金銭登録	金銭登録の業務（昭和48年3月30日基発第188号）
26 引金付工具	引金付工具を取り扱う業務（昭和50年2月19日基発第94号）
27 情報機器作業	情報機器作業（令和3年12月1日基発第1201号）
28 レーザー機器	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務（昭和61年1月27日基発第39号、平成17年3月25日基発第325002号で一部改正）

## ②行政指導による特殊健康診断結果

(単位:団体、人)

区分 健康診断	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
1 紫外線・赤外線	6	79	79	100.00%	9	11.39%
	食品衛生検査所、高等技術学校、内水面漁業センター、溶接指導業務等従事者					
2 騒音	18	1,022	970	94.91%	225	23.20%
	と畜検査業務、溶接指導業務、発電管理事務所等従事者					
3 黄りん	0	-	-	-	-	-
4 有機りん剤	21	763	724	94.89%	46	6.35%
	除草剤・殺虫剤の散布業務、農林総合研究センター、農業大学校、害虫駆除業務、残留農薬検査業務等従事者					
5 亜硫酸ガス	0	-	-	-	-	-
6 二硫化炭素	1	119	97	81.51%	22	22.68%
	保健環境科学研究所、廃棄物処理作業等従事者					
7 ベンゼンのニトロアミド化合物	1	18	18	100.00%	6	33.33%
	薬剤散布業務等従事者					
8 脂肪族の塩化又は臭化炭化水素	0	-	-	-	-	-
9 硝素	5	125	125	100.00%	2	1.60%
	衛生研究所、分析業務等従事者					
10 フェニル水銀化合物	0	-	-	-	-	-
11 アルキル水銀化合物	2	32	32	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所業務従事者					
12 クロルナフタリン	0	-	-	-	-	-
13 沃素	1	2	2	100.00%	0	0.00%
	紙産業技術センター、水質検査・細菌検査業務等従事者					

## ②行政指導による特殊健康診断結果

(単位:団体、人)

区分 健康診断	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
14 米杉等	0	-	-	-	-	-
15 超音波溶着機	0	-	-	-	-	-
16 メチレンジフェニル イソシアネート	0			#DIV/0!	0	#DIV/0!
17 フェザーミル等	0	-	-	-	-	-
18 クロルプロマジン等	0	-	-	-	-	-
19 キーパンチャー	1	56	54	96.43%	29	53.70%
電話交換業務等従事者						
20 都市ガス配管工事	0	-	-	-	-	-
21 地下駐車場	0	-	-	-	-	-
22 振動 (チェーンソー使用)	14	656	649	98.93%	132	20.34%
県有林事務所、土木事務所、伐採業務、圃場整備業務等従事者						
23 振動 (チェーンソー以外)	17	1,038	789	76.01%	91	11.53%
土木事務所、草刈業務、道路管理等の作業業務等従事者						
24 腰痛等	52	15,032	12,063	80.25%	2,707	22.44%
介護業務、保育業務、運転業務、道路補修業務、給食調理業務、清掃業務、斎場業務・消防救急業務等従事者						
25 金銭登録	0	-	-	-	-	-
26 引金付工具	0	-	-	-	-	-

## ②行政指導による特殊健康診断結果

(単位：団体、人)

区分 健康診断	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主な対象業務等					
27 情報機器作業	93	144,690	113,860	78.69%	12,467	10.95%
	パソコン等の情報機器によるデータ入力・データ加工業務、モニター監視作業業務、図面作成業務等従事者					
28 レーザー機器	2	10	10	100.00%	0	0.00%
	レーザー業務従事者					
計	163,642	129,472	79.12%	15,736	12.15%	

## 『再掲』特殊健康診断（じん肺法を除く）の実施結果計

区分	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断 (労働安全衛生法第66条第2項及び第3項)	49,021	47,272	96.43%	4,829	10.22%
行政指導（通達）による特殊健康診断	163,642	129,472	79.12%	15,736	12.15%
合計	212,663	176,744	83.11%	20,565	11.64%

## (5) 独自に実施している特殊健康診断等

(単位:団体、人)

区 分		集 計	受診者数	有所見者数	有所見者率 (%)
		団体数	B	C	C / B
健 康 診 断		主 な 対 象 業 務 等			
一般定期健康診断	海外派遣労働者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条の2)	2	7	3	42.86%
	海外派遣職員				
	給食従業員の検便 (労働安全衛生規則第47条)	12	33,783	24	0.07%
	給食調理業務等従事者				
掲げる特定業務に連する健康診断	エチレンオキシド (労働安全衛生規則第45条)	2	28	16	57.14%
	病院業務、家畜衛生業務等従事者				
	ホルムアルデヒド (労働安全衛生規則第45条)	7	108	56	51.85%
	家畜衛生業務、食肉衛生検査業務等従事者				
労働安全衛生規則第13条第1項第2号に規定する健康診断	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	1	267	236	88.39%
	放射線業務従事者				
	深夜業を含む業務	19	8,544	4,067	47.60%
	病院、消防業務、介護・保育業務、宿直業務等従事者				
職種を指定した健康診断	鉛、水銀、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務	1	3	0	0.00%
	食肉検査業務、溶接铸造試験研究及び高速切削試験研究業務等従事者				
	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	15	903	110	12.18%
	採血業務、検体検査業務、食肉衛生検査業務、犬猫取扱業務等従事者				
	船員法施行規則第55条に基づく健康診断	12	322	139	43.17%
	漁業取締、海難救助、海洋観測、資源調査等の乗船業務従事者				
	水道法第21条に基づく健康診断	3	291	0	0.00%
	取水場、浄水場、配水池等業務従事者				
	給食調理業務にかかる健康診断	6	5,629	279	4.96%
	給食調理業務従事者				
	自動車運転にかかる健康診断	7	1,053	806	76.54%
	自動車運転業務等従事者				
	清掃業務にかかる健康診断	7	507	143	28.21%
	廃棄物処理業務、ごみ焼却業務従事者				

## (5) 独自に実施している特殊健康診断等

(単位:団体、人)

職種を指定した健康診断	区分	集計 団体数	受診者数 B	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
		主な対象業務等			
健康診断	頸頸腕障害にかかる健康診断	10	2,735	643	23.51%
	手話通訳業務、調理業務・保育業務・看護業務等従事者				
	医療・福祉・介護等業務にかかる健康診断	3	496	135	27.22%
	病院、福祉業務、介護業務等従事者				
	動物実験及び家畜取扱業務にかかる健康診断(トキソプラズマ抗体検査等)	34	2,066	182	8.81%
	畜産試験場、家畜保健衛生所、動物飼育等従事者				
その他	降灰業務にかかる健康診断	1	1	0	0.00%
	降灰業務従事者				
	特定化学物質、有機溶剤、酸類等を取り扱う業務にかかる健康診断(特定化学物質健診及び有機溶剤健診対象者を除く。)	8	586	39	6.66%
	遺伝子組み換え実験等従事者にかかる健診	1	167	49	29.34%
	遺伝子組み換え作業従事者				
その他	B型肝炎ウイルス抗体検査	36	7,640	880	11.52%
	病院、保健所、介護業務、消防業務、血液取扱業務、清掃業務等従事者				
	C型肝炎ウイルス抗体検査	7	563	0	0.00%
	消防業務、血液取扱業務等従事者				
	結核検査(QFT検査・胸部X線検査)	19	1,022	10	0.98%
	病院、保健所、消防、看護業務・保育業務、結核患者との応対業務等従事者				
その他	石綿検査	3	2,004	49	2.45%
	ボイラー室業務、ごみ収集業務等従事者				
	蜂抗体検査	6	388	28	7.22%
	樹木剪定業務、道路維持管理業務、山林業務等従事者				
	麻疹・風疹抗体検査	16	340	23	6.76%
	保健所、救急業務、疫学調査業務、感染症対策業務等従事者				
その他	破傷風ワクチン予防接種	9	893	0	0.00%
	消防業務、救急業務、直接土壤に接する業務等従事者				

## (5) 独自に実施している特殊健康診断等

(単位:団体、人)

区分	主な対象業務等	集計 団体数	受診者数 B	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
		過重労働の恐れのある健診希望者(1カ月60h以上、1カ月45h以上の希望者等)			
健 康 診 断	過重労働予防健診	2	575	362	62.96%
その他					

## II 特殊健康診断の実施状況調

各地方公共団体から回答された事例について、その内容に応じて分類したうえで記載している。

主な回答事例は以下のとおりである。複数の団体から類似の回答があったもので件数の多かったものについては、その事例内容の末尾に回答団体数を（ ）書きで示している。

### 1 特殊健康診断の実施にあたって留意している点について

#### (1) 実施時期・日程調整に関するこ

- ・定期健康診断と同時に実施している。（87）
- ・職員が受診しやすいような時期、曜日、時間帯に設定している。（42）
  - \*複数の特殊健康診断の対象となっている場合は、同一日程で受診できるようにしている。
  - \*毎年同時期に実施している。
  - \*未受診者の健診日（予備日等）を設けて実施している。
  - \*事前調整の上、可能な限り対象者の業務に支障が無い時間帯に実施している。 等
- ・複数日・長期間にわたり設定している。（17）
- ・職員の職務に専念する義務の免除の取り扱いをしている（8）

#### (2) 受診会場に関するこ（30）

- ・事業所を巡回・出向いて実施している。（16）
- ・職員が受診しやすいように利便性を考えて、健診会場を設置している。

#### (3) 啓発・指導等に関するこ

- ・所属長等を通じ受診勧奨を行っている。（19）
- ・説明会を開催し、健診内容等を説明している。
- ・受診に当たっての留意事項に係る案内チラシの作成、Web掲示版への掲載、受診勧奨メールの送付を行っている。

#### (4) その他

- ・各担当課の業務内容や勤務体制に合わせ、各担当課において予算化し、健診を実施している。
- ・受診者の漏れがないように該当所属に受診者名簿を作成させ、対象者の管理をしている。
- ・可能な限り同一医療機関での実施とし、検体等については同じものを使用することとしている。

## 2 特殊業務を行う職場における職場環境の改善及び整備に係る留意点について

### (1) 職場の安全点検等に関すること

- ・安全衛生委員会・衛生管理者・産業医等が職場巡視を行い、職場環境調査・改善指導を実施している。（24）
- ・安全点検を行い、職場環境の改善に関する検討を行っている。（22）
- ・職場の作業環境を定期的に測定し、職場環境の改善に努めている。（18）

### (2) 個別作業の改善・指導等に関すること

[有害物質等取扱業務に係るもの]

- ・安全管理体制を確立するとともに、安全作業マニュアルを作成している。
- ・保護具の適切な使用を徹底している。
- ・有機溶剤等、人体に有害な蒸気やガスが発生する物を取り扱う時は、局所排気装置のある場所で作業を行っている。

[放射線業務に係るもの]

- ・個人線量計を着用し、定期的に検査を行っている。
- ・放射性物質等の残存や放射線漏洩等がないか確認するために、R I 室は毎月、X線室は年2回測定を行っている。
- ・医療放射線安全管理指針の策定やヒヤリハット事例の収集等を義務付けるとともに、3年に1回の定期立入検査を受検している。

[その他]

- ・有機溶剤を使用しているため、年に2回、排気ダクトの点検と、検査室の環境測定を行っている。また、排気ダクト及び排水時のフィルターの点検、汚染水の検査等を定期的に行っている
- ・振動工具の使用については、使用基準を設け、周知している。

### (3) 啓発・指導等に関すること]

- ・V D T、腰痛健診などの健診結果説明会を実施し、職場環境の改善を図っている。
- ・朝礼時にストレッチ等を実施している。

### 3 特殊健康診断の有所見者に対する事後措置（健康管理・健康指導等）について

#### （1）事後措置の方法及び実施状況

- a 職員への保健指導等に関すること
  - ・必要に応じて、産業医、健康管理医、保健師等が面談や保健指導・健康相談等を行っている。 (70)
    - \*産業医が必要と認めた場合は、本人および所属長に対し指導を行う。
    - \*定期健康診断の事後指導（個別保健指導）に含めて実施している。
  
- b 受診勧奨・結果報告等に関すること
  - [受診勧奨に係ること]
    - ・必要のある職員については受診勧奨を行っている。 (51)
      - \*所属長等からも有所見者に精密検査・再検査を勧奨するようにしている。
      - ・所見内容を通知するとともに、精密検査が必要な者には併せて紹介状を送付することにより、医療機関への受診を促している。
  
  - [結果報告に係ること]
    - ・要精密検査・要治療の者へは受診奨励を行い、受診結果の報告を求めている。 (22)
      - \*医療機関から直接結果報告を求めている。
      - \*受診後は報告書の提出を求めている。報告がない場合は再度受診勧奨を行っている。
  
- c 健診結果に基づく指導・措置等に関すること
  - ・必要に応じて就業制限等の措置を行う。 (5)
    - ・所属長を通じ現在の加療状況、治癒の確認を行う。
    - ・診断結果については、産業医等が判定を行い、指導事項について所属長を通じて本人に通知している。
    - ・VDT検診及び腰部検診については、結果発送時に作業時における注意事項や予防法を掲載したリーフレットを同封し、普及啓発に努めている。

#### （2）事後措置の活動を阻害している事項

- a スタッフの活動等に関すること
  - ・産業医が非常勤のため、時間的制約がある。
  - ・管理をシステム化していないため、年度ごとの比較が難しい。
  
- b 職員の意識に関すること
  - ・毎年同じ結果となるため、精密検査を受診したがらない者がいる。
  
- c 職場への通知・指導等に関すること
  - ・健康診断の結果が、業務に起因するものかどうかの判断が難しい場合がある。 (4)

(3) その他、事後措置について特に留意している点

a 職員に対する指導等に関するここと

- ・健康診断結果については、業務に起因するものか生活習慣に起因するものの判断が難しい場合があるため、定期健康診断の結果等も含めて、総合的に判断するようにしている。
- ・事後指導については、職務専念義務を免除している。
- ・有所見者には、必要に応じて個別に保健指導等を行っている。
- ・所属長と健診結果を共有し、所属長からも有所見者に配慮、指導を行うようしている。
- ・特定業務従事者健康診断対象職員は有所見率が高いので、職場訪問し、面接のうえ生活習慣の改善指導や受診勧奨等を行っている。

b 検査等の受診に関するここと

- ・治療・精密検査等早急な対応を要する場合は、健診機関から速やかに連絡をもらい、迅速な対応を心掛けている。

c 職場に対する指導等に関するここと

- ・健診結果を所属長に通知し、業務上の配慮を促している。
- ・事後措置が必要な対象者については、安全衛生担当課より所属長を通して精密検査を受診したかどうかを報告させるようにして、後追いをしている。

d プライバシーの保護

- ・職員の健康診断結果を通知する際は、個人情報取扱い（プライバシー）について留意するようにしている。

#### 4 地方公共団体で独自に実施している特殊健康診断について

##### (1) 独自の特殊健康診断を開始した経緯等

###### [特殊健康診断全般]

- ・所属・職員組合・安全衛生委員会等の要望により実施している。
- ・国の指針・ガイドライン等に基づき実施している。

###### [結核健康診断]

- ・保健所等結核に感染する危険性が高い業務に従事する職員の感染予防のため。
- ・早期発見の観点から実施している。
- ・結核患者を救急搬送する事例が重なり、接触後の検査のみでなく、接触前のベースラインを確認する必要性があった為

###### [深夜業務にかかる健康診断]

- ・不規則な勤務体制で、心身への負担が大きいため。

###### [と畜業務等にかかる健康診断（トキソプラズマ抗体検査等）]

- ・と畜検査業務等従事職員のトキソプラズマによる感染の危険性が高いため。
- ・過去にトキソプラズマ症に罹患した職員がいたため。
- ・人畜共通の伝染病・寄生虫疾患を取り扱うため、健康状態を把握し、速やかに対応できるようにしたいと職員から要望があった。

###### [自動車運転業務にかかる健康診断]

- ・人命を預かる業務であり、運転に差し支えない健康状態が必要なため。
- ・運転中に突然意識を失うような睡眠に陥る恐れがあることや、健康起因事故の主原因である疾病の危険性を高める可能性があるため。
- ・運転中に発症した場合、意識障害、意識消失、運動麻痺等に陥るおそれがあるため。

###### [給食調理業務にかかる健康診断]

- ・同じ作業を継続して行うため、特定個所（指や肘）に負担がかかり、指曲がり症等の公務災害となる可能性が高い業務である。

###### [動物飼育業務にかかる健康診断]

- ・動物からの感染症（クラミジア、オウム病等）の早期発見のため。

###### [頸肩腕障害にかかる健康診断]

- ・頸肩腕部に著しい負担のかかる作業を行う業務であるため。

#### [B・C型肝炎健康診断]

- ・病院・保健所・救急隊員等の職員は業務上血液等に触れる機会が多く、従事する職員の感染防止、及び感染の早期発見を図るため。
- ・公務災害適応判断のために事前に感染の有無を確認するため。

#### [破傷風予防接種]

- ・土壤や汚泥に触れる可能性がある職員について、破傷風菌の感染を防止するため。
- ・ケガ発生率が高いことを考慮して。

#### [蜂抗体検査]

- ・アナフィラキシーショックを事前に防止するため。
- ・蜂に刺される可能性が高い業務であるため。
- ・アナフィラキシーを起こすリスクの高い職員を把握し、該当者にはアドレナリン自己注射器（エピペン）携行を励行し、ショック予防対策としている。

#### [清掃業務従事者の眼科健康診断]

- ・清掃業務を従事する中で、眼に異物が混入し傷がついたり等眼に何らかの影響があると考えられるため、希望者を対象に検診を実施している。

#### [石綿取扱業務に係る健康診断]

- ・職員の関心が高いと思われることから、過去の業務歴のアンケートを行い、該当業務に従事していた職員を対象に希望制で実施している。
- ・胸膜plaqueが発見された職場の職員について、石綿を直接取り扱う事業場ではないが、業務により石綿に暴露した可能性も考慮し、石綿障害予防規則に準じて健康診断を実施することになったもの。

#### [新規救助隊健康診断]

- ・救助隊の任務に初めて就くときに、過酷な作業下（高所・狭所での活動）に対応する身体状況にあるかを判断するため脳波検査を実施

#### [降灰検診]

- ・火山活動が活発なことから、降灰等の影響について経過観察するとともに、降灰に対する職員の不安を解消するために検診を実施。

#### [麻疹・風疹感染防止業務従事職員健康診断]

- ・麻疹・風疹に感染する恐れのある職員の健康管理のため。

#### [福祉現業等職員健康診断]

- ・他の業務と比較して腰痛等を起こしやすいため。

[騒音に係る健康診断]

- ・作業環境測定の結果により、健康診断の必要性を認めたため。

[水難救助隊員特別健康診断]

- ・過酷な作業下（潜水作業）に対応する身体状況にあるかを判断するため眼科検査、耳鼻科検査を実施。

[遺伝子組換え実験等従事者にかかる健康診断]

- ・感染や予期せぬ遺伝子影響による健康障害のリスクがあるため、早期発見と予防を図るため実施。

[過重労働予防健診]

- ・労働安全衛生法等に規定する基準に達しないものの、過重労働の恐れがある労働者に対して、過重労働を防止するため、独自に健診を実施。

本調査の結果を転載・引用する場合は、ご連絡ください。

令和 7 年 1 月

特殊健康診断の実施結果等に関する調査結果

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課  
〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目 2 番地  
垣見麹町ビル 3 階  
TEL 03-3230-2021  
FAX 03-3230-2266  
URL <https://www.jalsha.or.jp>

この冊子は、一般財団法人 全国市町村振興協会の助成を受けて作成されたものです。